

京都市告示第451号

令和元年11月1日付けで子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第58条の6第1項の規定による特定子ども・子育て支援施設等に係る確認の辞退について、承認しましたので、法第58条の11の規定により、次のとおり告示します。

令和元年12月2日

京都市長 門川 大作

設置者の名称	施設・事業の種類	施設・事業所の名称	施設・事業所の所在地
近畿中央ヤクルト販売株式会社	認可外保育施設	近畿中央ヤクルト 二条駅前保育所	京都市中京区西ノ京職司町 67-37

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)